

## 旭川市附属機関の設置等に関する条例

平成29年 3月24日 条例第11号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市の執行機関及び地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）は、担任する事務に応じ、それぞれ別表の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本市の附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表

附属機関	所掌事務
受託者等の選定に係る委員会	本市が発注する業務等に係る受託者等の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。
財産の使用者等の選定に係る委員会	本市の財産、権利等を使用させ、又は譲渡する相手方の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。
補助金、助成金等の交付対象者の選定に係る委員会	本市が実施する補助金、助成金等の交付対象者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。
適格者、適任者等の選考に係る委員会	本市の各分野における功労者の選考その他の功績、実績、適性、能力、経験等を踏まえた適格者、適任者等の選考及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。
作品、実演等の選考に係る委員会	作品、実演等の選考及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。